

◎佐賀県条例第29号

佐賀県職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例  
 (職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 職員の分限に関する条例(昭和27年佐賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(降給の種類)</p> <p>第2条の2 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)とする。</p> <p>(降給の事由)</p> <p>第2条の3 職員が次の各号のいずれかに該当する場合(降任された場合を除く。)には、これを降格することができる。この場合において、第4号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(失職の特例)</p> <p>第7条 任命権者は、公務遂行中又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予され</p>	<p>(降給の種類)</p> <p>第2条の2 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)並びに法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)とする。</p> <p>(降給の事由)</p> <p>第2条の3 職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを降格することができる。この場合において、第4号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(失職の特例)</p> <p>第7条 任命権者は、公務遂行中又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予され</p>

改正前	改正後
<p>た職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わせないものとするができる。</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p>	<p>た職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わせないものとするができる。</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p><u>3 佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）附則第9項又は佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）附則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の2の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは「並びに佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）附則第9項又は佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）附則第17項の規定による降給とする」とする。</u></p> <p><u>4 第3条第2項の規定は、佐賀県職員給与条例附則第9項及び佐賀県公立学校職員給与条例附則第17項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、これらの規定の適用を受ける職員には、人事委員会規則で定めるところにより、これらの規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</u></p>

（佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正）

第2条 佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年佐賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定により読み替えて適用する佐賀県職員給与条例第17条第2項の在職日数は、特別職常勤職員として在職した日数（当該特</p>	<p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定により読み替えて適用する佐賀県職員給与条例第17条第2項の在職日数は、特別職常勤職員として在職した日数（当該特</p>

改正前	改正後
<p>別職常勤職員以外の特別職常勤職員として在職した日数を除く。)とする。ただし、次の各号に掲げる者が、人事交流等により引き続き特別職常勤職員となった場合は、当該各号に掲げる者として在職した期間は、同項の在職日数に算入する。</p> <p>(1) 国家公務員（非常勤の者（国家公務員法（昭和22年法律第120号）<u>第81条の4第1項</u>又は<u>第81条の5第1項</u>の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の官職を占めるもの及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第23条第2項に規定する任期付短時間勤務職員を除く。）を除き、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の職員にあっては、知事が定める者に限る。以下この項において同じ。）</p> <p>(2) 国家公務員から引き続き人事交流等により佐賀県職員の退職手当に関する条例（昭和28年佐賀県条例第59号。次号及び第4号において「退職手当条例」という。）第7条第5項第2号に規定する地方公共団体等（以下この号において「地方公共団体等」という。）の職員となった者（非常勤の者（<u>地方公務員法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により任期を定めて採用された職員を除く。）並びに期末手当及び勤勉手当（これらに相当する給与を含む。）の支給について、一般職の職員及び佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）の適用を受ける職員（第5号及び第6号において「県職員」という。）としての在職期間を当該地方公共団体等の職員としての在職期間に通算することを認めていない地方公共団体等の職員であった場合を除</p>	<p>別職常勤職員以外の特別職常勤職員として在職した日数を除く。)とする。ただし、次の各号に掲げる者が、人事交流等により引き続き特別職常勤職員となった場合は、当該各号に掲げる者として在職した期間は、同項の在職日数に算入する。</p> <p>(1) 国家公務員（非常勤の者（国家公務員法（昭和22年法律第120号）<u>第60条の2第1項</u>の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の官職を占めるもの及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第23条第2項に規定する任期付短時間勤務職員を除く。）を除き、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の職員にあっては、知事が定める者に限る。以下この項において同じ。）</p> <p>(2) 国家公務員から引き続き人事交流等により佐賀県職員の退職手当に関する条例（昭和28年佐賀県条例第59号。次号及び第4号において「退職手当条例」という。）第7条第5項第2号に規定する地方公共団体等（以下この号において「地方公共団体等」という。）の職員となった者（非常勤の者（<u>地方公務員法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により任期を定めて採用された職員を除く。）並びに期末手当及び勤勉手当（これらに相当する給与を含む。）の支給について、一般職の職員及び佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）の適用を受ける職員（第5号及び第6号において「県職員」という。）としての在職期間を当該地方公共団体等の職員としての在職期間に通算することを認めていない地方公共団体等の職員であった場合を除</p>

改正前	改正後
く。 (3)～(6) 略	く。 (3)～(6) 略

(佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

**第3条** 佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和37年佐賀県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(再任用職員等についての適用除外)</p> <p><b>第16条の3</b> 第4条、第4条の3、第5条の2、第7条、第7条の2及び第14条の規定は、<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員</u>及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。</p>	<p>(定年后再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p><b>第16条の3</b> 第4条、第4条の3、第5条の2、第7条、第7条の2及び第14条の規定は、<u>定年后再任用短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）</u>及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。</p>

(佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

**第4条** 佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年佐賀県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(再任用職員等についての適用除外)</p> <p><b>第18条の3</b> 第5条、第6条、第6条の3、第7条の2及び第16条の規定は、<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員</u>及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。</p>	<p>(定年后再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p><b>第18条の3</b> 第5条、第6条、第6条の3、第7条の2及び第16条の規定は、<u>定年后再任用短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）</u>及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。</p>

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

**第5条** 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年佐賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職員の派遣)</p> <p><b>第2条 略</b></p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 <u>(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項に規定する常時勤務を要する職を占める職員を除く。)</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法第22条の規定により条件付採用とされている職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p><b>第2条 略</b></p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法 <u>(昭和25年法律第261号) 第22条の規定により条件付採用とされている職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>佐賀県職員の定年等に関する条例第8条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(6) 略</p>

(佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

**第6条** 佐賀県職員の育児休業等に関する条例(平成4年佐賀県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p><b>第2条</b> 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p><b>第2条</b> 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>佐賀県職員の定年等に関する条例第8条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を</u></p>

改正前		改正後		
<p>(3)・(4) 略  (育児短時間勤務職員についての県職員給与条例及び学校職員給与条例の特例)</p> <p><b>第15条</b> 育児短時間勤務をしている職員（以下この条及び次条において「育児短時間勤務職員」という。）についての県職員給与条例及び学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		<p><u>含む。</u>を延長された管理監督職を占める職員  (4)・(5) 略  (育児短時間勤務職員についての県職員給与条例及び学校職員給与条例の特例)</p> <p><b>第15条</b> 育児短時間勤務をしている職員（以下この条、<u>次条</u>及び附則第2項において「育児短時間勤務職員」という。）についての県職員給与条例及び学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
県職員給与条例第4条第3項、第4項、第7項及び第8項並びに学校職員給与条例第6条第3項、第4項、第7項及び第8項	略	県職員給与条例第4条第3項、第4項、第7項及び第8項並びに学校職員給与条例第6条第3項、第4項、第7項及び第8項	略	
県職員給与条例第4条第12項及び学校職員給与条例第6条第12項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする		
県職員給与条例第10条第2項第2号及び学校職員給与条例第11条の3第2項第2号	再任用短時間勤務職員	略	県職員給与条例第10条第2項第2号及び学校職員給与条例第11条の3第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員 略
県職員給与条例第13条第1項及び学校職	略	県職員給与条例第13条第1項及び学校職	略	

改正前			改正後		
員給与条例第14条第1項			員給与条例第14条第1項		
県職員給与条例第13条第4項及び学校職員給与条例第14条第4項	第2項	佐賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年佐賀県条例第2号）第15条			
県職員給与条例第13条第5項	略	要しない。ただし、当該時間が佐賀県職員の育児休業等に関する条例第15条の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後	県職員給与条例第13条第5項	略	要しない。ただし、当該時間が佐賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年佐賀県条例第2号）第15条の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100

改正前			改正後		
		10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする			分の100(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする
学校職員給与条例第14条第5項	略	要しない。ただし、当該時間が佐賀県職員の育児休業等に関する条例第15条の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から100分の100	学校職員給与条例第14条第5項	略	要しない。ただし、当該時間が佐賀県職員の育児休業等に関する条例(平成4年佐賀県条例第2号)第15条の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100



改正前			改正後		
		(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする			分の175)から100分の100(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする
略			略		
<p>(任期付短時間勤務職員についての県職員給与条例及び学校職員給与条例の特例)</p> <p><b>第19条</b> 任期付短時間勤務職員についての県職員給与条例及び学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>(任期付短時間勤務職員についての県職員給与条例及び学校職員給与条例の特例)</p> <p><b>第19条</b> 任期付短時間勤務職員についての県職員給与条例及び学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
県職員給与条例第	再任用職員で地方	地方公務員の育児	<u>県職員給与条例第4条第3項、第4項、第7項及び第8項並びに学校職員給与条例第6条第3項、第4項、第7項及び第8項</u>	決定する	<u>決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする</u>

改正前			改正後		
4条の2及び学校職員給与条例第6条の2	公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）	休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）			
	前条第12項の規定にかかわらず、同項の規定による	前条の規定により決定された			
県職員給与条例第10条第2項第2号及び第13条第2項並びに学校職員給与条例第11条の3第2項第2号及び第14条第2項	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員	県職員給与条例第10条第2項第2号及び第13条第2項並びに学校職員給与条例第11条の3第2項第2号及び第14条第2項	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）
県職員給与条例第17条の6第1項	第7条の3から第9条まで、第9条の3、第9条の4、第11条の2及	略	県職員給与条例第17条の6第1項	第4条第3項から第11項まで、第7条の3から第9条まで、第9条の3、第	略

改正前			改正後		
	び第11条の3			9条の4、第11条の2及び第11条の3	
	再任用職員	略		定年前再任用短時間勤務職員	略
学校職員給与条例第23条の2	第9条の3から第11条の2まで	略	学校職員給与条例第23条の2	第6条第3項から第11項まで及び第9条の3から第11条の2まで	略
	再任用職員	略		定年前再任用短時間勤務職員	略
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p><b>第21条</b> 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。）</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p><b>第22条</b> 部分休業の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p>			<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p><b>第21条</b> 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。）</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p><b>第22条</b> 部分休業の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p>		

改正前	改正後
<p>2・3 略</p>	<p>(<u>県職員給与条例附則第9項及び学校職員給与条例附則第17項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え</u>)</p> <p>2 <u>育児短時間勤務職員に対する県職員給与条例附則第9項又は学校職員給与条例附則第17項の規定の適用については、これらの規定中「<u>」とする</u>」とあるのは、「<u>)</u>」に、算出率を乗じて得た額とする」<u>とする。</u></u></p> <p>3 <u>育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員が県職員給与条例附則第9項又は学校職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける場合における第18条の規定の適用については、同条中「<u>及び第16条</u>」とあるのは、「<u>、第16条及び附則第2項</u>」とする。</u></p> <p>4・5 略</p>

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第7条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年佐賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 略</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 略</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p>

改正前	改正後
<p><b>第3条</b> 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p><b>第4条 略</b></p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、<u>人事委員会規則</u>の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、<u>人事委員会規則</u>の定めるところにより、4</p>	<p><b>第3条</b> 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p><b>第4条 略</b></p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、<u>人事委員会規則</u>で定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、<u>人事委員会規則</u>で定めるとこ</p>

改正前	改正後
<p>週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>（週休日の振替等）</p> <p><b>第5条</b> 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち2時間、4時間若しくは6時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該2時間、4時間若しくは6時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。</p> <p>（時間外勤務代休時間）</p> <p><b>第6条の3</b> 任命権者は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）第13条第4項又は佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）第14条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（第9条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p>	<p>ろにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>（週休日の振替等）</p> <p><b>第5条</b> 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則で定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち2時間、4時間若しくは6時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該2時間、4時間若しくは6時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。</p> <p>（時間外勤務代休時間）</p> <p><b>第6条の3</b> 任命権者は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）第13条第4項又は佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）第14条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則で定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（第9条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p>

改正前	改正後
<p>2 略 (休日の代休日)</p> <p><b>第9条</b> 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、<u>人事委員会規則</u>の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第6条の3第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。</p> <p>2 略 (年次休暇)</p> <p><b>第10条</b> 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数)</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2～4 略 (介護休暇)</p> <p><b>第24条</b> 要介護者の介護をするため職員が介護休暇を請求した場合は、<u>人事委員会規則</u>の定めるところにより、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、</p>	<p>2 略 (休日の代休日)</p> <p><b>第9条</b> 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、<u>人事委員会規則</u>で定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第6条の3第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。</p> <p>2 略 (年次休暇)</p> <p><b>第10条</b> 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数)</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2～4 略 (介護休暇)</p> <p><b>第24条</b> 要介護者の介護をするため職員が介護休暇を請求した場合は、<u>人事委員会規則</u>で定めるところにより、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、</p>

改正前	改正後
<p>通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる期間の介護休暇を与えることができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>（会計年度任用職員の勤務時間、休暇等）</p> <p><b>第24条の3</b> 地方公務員法第22条の2第1項各号に掲げる者の勤務時間、休暇等については、第2条から前条まで（同項第2号に掲げる者にあつては、第2条第1項を除く。）の規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、人事委員会規則<u>の</u>定める基準に従い、任命権者が定める。</p> <p>（休暇の承認）</p> <p><b>第25条</b> 休暇については、人事委員会規則<u>の</u>定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p>	<p>通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる期間の介護休暇を与えることができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>（会計年度任用職員の勤務時間、休暇等）</p> <p><b>第24条の3</b> 地方公務員法第22条の2第1項各号に掲げる者の勤務時間、休暇等については、第2条から前条まで（同項第2号に掲げる者にあつては、第2条第1項を除く。）の規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、人事委員会規則<u>で</u>定める基準に従い、任命権者が定める。</p> <p>（休暇の承認）</p> <p><b>第25条</b> 休暇については、人事委員会規則<u>で</u>定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p>

（公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例の一部改正）

**第8条** 公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例（平成13年佐賀県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（職員の派遣）</p> <p><b>第2条</b> 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項に規定する常時勤務を要する職を占める職員を除く。</u>）</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法第22条の規定により条件付採用とされている職</p>	<p>（職員の派遣）</p> <p><b>第2条</b> 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法<u>（昭和25年法律第261号）</u>第22条の規定により条</p>



改正前	改正後
<p>員（人事委員会規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>3 略</p>	<p>件付採用とされている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>佐賀県職員の定年等に関する条例第8条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(6) 略</p> <p>3 略</p>

（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

**第9条** 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><b>第9条</b> 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）に対する<u>県職員給与条例第4条の2、第10条、第13条及び第17条の6の規定の適用については、</u>県職員給与条例第4条の2中「<u>再任用職員で地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）</u>」とあるのは「<u>任期付短時間勤務職員</u>」と、「<u>前条第12項の規定にかかわらず、同項の規定による</u>」とあるのは「<u>前条の規定により決定された</u>」と、<u>県職員給与条例第10条第2項第2号及び第13条第2項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」と、県職員給与条例第17条の6中「第9条の4」とあるのは「第9条の4、第10条の2」と、「再任用職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。</u></p>	<p><b>第9条</b> 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）に対する<u>県職員給与条例第4条第3項、第4項、第7項及び第8項、第10条、第13条並びに第17条の6の規定の適用については、</u>県職員給与条例第4条第3項、第4項、<u>第7項及び第8項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条例第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」</u>と、<u>県職員給与条例第10条第2項第2号及び第13条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」と、県職員給与条例第17条の6中「第4条第3項から第11項まで、第7条の3」とあるのは「第7条の3」と、「第9条の4」とあるのは「第9条の4、第10条の2」と、「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。</u></p>

改正前	改正後
<p>2 任期付短時間勤務職員に対する学校職員給与条例第6条の2、第11条の3、第14条及び第23条の2の規定の適用については、学校職員給与条例第6条の2中「再任用職員で地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」とあるのは「任期付短時間勤務職員」と、「前条第12項の規定にかかわらず、同項の規定による」とあるのは「前条の規定により決定された」と、学校職員給与条例第11条の3第2項第2号及び第14条第2項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」と、学校職員給与条例第23条の2中「第9条の3から第11条の2まで」とあるのは「第9条の3から第11条の2まで及び第11条の4」と、「再任用職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。</p> <p><b>第11条</b> 第4条の規定により任期を定めて採用された企業職員に対する企業職員給与条例第18条の3の規定の適用については、同条中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」とあるのは、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p> <p>（佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の読替え）</p> <p><b>第12条</b> 第4条の規定により任期を定めて採用された現業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項の職員をいう。以下同じ。）に対する佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和37年佐賀県条例第59号）第16条の3の規定の適用については、同条中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規</p>	<p>2 任期付短時間勤務職員に対する学校職員給与条例第6条第3項、第4項、第7項及び第8項、第11条の3、第14条並びに第23条の2の規定の適用については、学校職員給与条例第6条第3項、第4項、第7項及び第8項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」と、学校職員給与条例第11条の3第2項第2号及び第14条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」と、学校職員給与条例第23条の2中「第6条第3項から第11項まで及び第9条の3から第11条の2まで」とあるのは「第9条の3から第11条の2まで及び第11条の4」と、「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。</p> <p><b>第11条</b> 第4条の規定により任期を定めて採用された企業職員に対する企業職員給与条例第18条の3の規定の適用については、同条中「定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）」とあるのは、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p> <p>（佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の読替え）</p> <p><b>第12条</b> 第4条の規定により任期を定めて採用された現業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項の職員をいう。以下同じ。）に対する佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和37年佐賀県条例第59号）第16条の3の規定の適用については、同条中「定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）」とあるのは、「一般</p>

改正前	改正後
定により採用された職員」とあるのは、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。	職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

（佐賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第10条 佐賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年佐賀県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（任命権者の報告事項）</p> <p>第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) 略</p>	<p>（任命権者の報告事項）</p> <p>第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) 略</p>

（職員の修学部分休業に関する条例の一部改正）

第11条 職員の修学部分休業に関する条例（平成17年佐賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第4条 修学部分休業の承認を受けて勤務しない職員に対する県職員給与条例第10条第2項第2号及び学校職員給与条例第11条の3第2項第2号の規定の適用については、県職員給与条例第10条第2項第2号及び学校職員給与条例第11条の3第2項第2号中「<u>再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは、「<u>修学部分休業の承認を受けて勤務しない職員</u>」とする。</p>	<p>第4条 修学部分休業の承認を受けて勤務しない職員に対する県職員給与条例第10条第2項第2号及び学校職員給与条例第11条の3第2項第2号の規定の適用については、県職員給与条例第10条第2項第2号及び学校職員給与条例第11条の3第2項第2号中「<u>定年后再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは、「<u>修学部分休業の承認を受けて勤務しない職員</u>」とする。</p>

（佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例の一部改正）

第12条 佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例（平成19年佐賀県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(適用除外)</p> <p><b>第4条</b> 前条の規定は、留学を命ぜられた職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当して離職した場合には、適用しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した場合（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）</p> <p>(3)～(6) 略</p>	<p>(適用除外)</p> <p><b>第4条</b> 前条の規定は、留学を命ぜられた職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当して離職した場合には、適用しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した場合（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）</p> <p>(3)～(6) 略</p>

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）又は暫定再任用短時間勤務職員（同法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）については、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）とみなして、第3条の規定による改正後の佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例第16条の3及び第4条の規定による改正後の佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の3の規定を適用する。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

3 令和14年3月31日までの間は、第5条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第2項第1号及び第8条の規定による改正後の公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員を除く。）」とする。

(佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務（次項において単に「育児短時間勤務」という。）をしている暫定再任用職員に対する佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例（令和4年佐賀県条例

第30号。以下「令和4年改正県職員給与条例」という。) 附則第3条第1項又は佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例(令和4年佐賀県条例第36号。以下「令和4年改正学校職員給与条例」という。) 附則第3条第1項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年佐賀県条例第18号)第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

5 前項の規定にかかわらず、育児短時間勤務をしている暫定再任用職員であって、令和4年改正県職員給与条例附則第3条第5項又は令和4年改正学校職員給与条例附則第3条第5項の規定による給料を支給される職員に対する令和4年改正県職員給与条例附則第3条第1項又は令和4年改正学校職員給与条例附則第3条第1項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「と第5項の規定による給料の額との合計額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年佐賀県条例第18号)第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

6 前2項の規定は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員について準用する。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

7 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第7条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。